

- 1 運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化
 - ・協議が調っている場合は届出をもって足りるとされている。
- 2 路線の廃止又は休止の届出時期の短縮
 - ・協議を調えることによって、届出時期が6ヶ月前から30日前までに短縮
- 3 路線不定期運行又は区域運行の実施にかかる弾力化
 - ・協議を調えることによって、当該運行の実施が可能
- 4 使用する車両の弾力化
 - ・協議を調えることによって、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能
- 5 最低車両数の弾力化
 - ・営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両＋予備1両）が緩和
- 6 車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例
 - ・他の旅客自動車運送事業と車両を併用することが可能
- 7 行政処分等により事業計画変更（拡大）が制限されている場合の特例
 - ・協議を調えることによって、弾力化が図れる。ただし、新規許可申請には適用されない
- 8 処理期間の短縮
 - ・事業許可について3ヶ月が2ヶ月に、事業変更については1ヶ月に処理期間が短縮
- 9 公安委員会の意見を聴取することの簡素化
 - ・路線を所管する公安委員会（警察）が委員として参画している場合は交通保安上の意見照会省略
- 10 バリアフリー基準の適用除外
 - ・地域の同意、自治体からの要請等により、車両構造要件であるバリアフリー基準の適用除外認定を受けることが可能